

常永地区計画（・添付書類・届出書の流れ）

提出部数 2部（昭和町分、申請者控え分）

添付書類

- ・ 地区計画の区域内における行為の届出書（様式第1号）
- ・ 建築物等に関する基準のチェックリスト
- ・ 計画地区区分図（A・B・C・D・E地区の区分）
- ・ 委任状
- ・ 公図の写し
- ・ 案内図（付近見取図）
- ・ 土地利用計画図または配置図（壁面からの距離、緑地部分も図示すること）
- ・ 求積図（敷地求積図および緑地求積図）
- ・ 建築物等（新たに設置する塀等も含む）の平面図・立面図
- ・ 建築物等（新たに設置する塀等は含まない）の色彩図（マンセル値記入）

届出書の流れ

提出先 昭和町役場 都市整備課

昭和町役場 都市整備課（行為着手予定日の30日前までに提出）

↓

↓

↓

↓

申請者または代理者（適合通知書の通知）※概ね2週間程度

※建築確認申請提出の際は適合通知書を添付してください。